

第 8 号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成 26 年宮城県教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 25 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>(前略)</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第十六条第十号中「又は様式第七号の三」とあるのは、「様式第七号の三又は様式第七号の四」とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第十六条第十号中「又は様式第七号の三」とあるのは、「様式第七号の三又は様式第七号の四」とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>幼稚園教諭免許状授与特例制度に係る経過措置期間を延長するもの。</p>

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の概要

1 改正理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）では、幼保連携型認定こども園の人材確保等の一環として、一定の勤務経験を有する保育士に対して幼稚園教諭免許状の授与要件を緩和する特例措置が規定されており、当該特例措置の期間は平成27年4月1日から5年を経過するまでの間（令和元年度末まで）とされている。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）により、教育職員免許法の一部が改正され、その特例措置の期間が10年を経過するまでの間（令和6年度末まで）に延長されたため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正内容

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成26年宮城県教育委員会規則第3号）の附則に規定されている特例期間（5年）について、10年を経過するまでの間とする改正を行うもの。

3 施行年月日

令和2年4月1日